

保有個人情報開示決定等審査報告書

平成 2 9 年 9 月 2 9 日

大和市長 大 木 哲 様

大和市個人情報保護審査会
会 長 久 保 博 道

平成 2 9 年 5 月 2 日付けで諮問された保有個人情報開示決定等に対する審査請求について、次のとおり報告します。

審査請求に係る 行政文書の 名称又は内容	審査請求人に係る住民異動届及び委任状
審 査 の 結 果	本件開示請求に対し、実施機関が、保有個人情報一部開示決定処分を行ったことは妥当である。

第 1 審査請求の経過

- 1 平成 29 年 2 月 28 日、審査請求人は、大和市個人情報保護条例（平成 15 年大和市条例第 22 号。以下「条例」という。）第 18 条第 1 項の規定に基づき、大和市長に対し、自己の住民異動届及び委任状の開示を請求した。
- 2 平成 29 年 3 月 13 日、大和市長は、審査請求人に対し保有個人情報一部開示決定をし、同決定通知書を交付した。
- 3 平成 29 年 3 月 24 日、審査請求人は、決定を不服として、大和市長に対し、同決定の取り消しを求める審査請求を行った。

第 2 審査請求人の主張

審査請求人は、本審査請求に係る住民異動届及び委任状に関し、以下の主張をしている。

- 1 当該住民異動届及び委任状は、自己の意思と関係なく、作成、提出されたものである。
- 2 当該住民異動届及び委任状について、住民異動届の「窓口に来た人」の欄に記載された、自己に代わって手続きを行った者の住所及び氏名は開示されたが、電話番号と印鑑の印影は不開示であった。自己の住民異動届を提出した者と連絡を取りたいので、電話番号の開示を求める。

第 3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、保有個人情報一部開示決定の理由及び審査請求に対する弁明として、以下の説明をしている。

- 1 住民異動届には、審査請求人（本件においては、開示請求者であり、かつ委任状の委任者である。）以外の個人に関する情報として、

窓口に来た代理人（本件における委任状の受任者であり、かつ「窓口に来た人」として審査請求人の住民異動手続を行った代理人である。以下、「代理人」という。）の住所、氏名及び電話番号が記載されている。「代理人」の住所及び氏名については、委任状に「受任者」の情報として記載されていることから、委任者である審査請求人が、「慣行として知ることができ、又は知ることが予定されている情報（条例第19条第2号ア）」に該当するため開示した。

2 他方で、「代理人」の電話番号は、委任状に記載されておらず、審査請求人が「慣行として知ることができ、又は知ることが予定されている情報」とはいえない。また、一般に電話番号はプライバシー性の高い情報であり、不開示とすることにより保護される利益と、開示することにより保護される利益とを比較衡量すれば、後者の利益が前者の利益を上回るとはいえないため、不開示とした。

3 なお、印鑑の印影は、当該個人の財産等を保護する上で慎重な管理を要する情報であり、条例第19条第7号に該当するため、不開示とした。

4 よって、個人情報及び財産権保護の観点から、条例第19条第2号及び第7号を理由として電話番号及び印鑑の印影を不開示とする保有個人情報一部開示決定を行ったものである。

第4 当審査会の判断

1 本件は、不開示とされた「代理人」の電話番号の開示を求めて行われた審査請求であり、審査請求人の住民異動届に記載された「代理人」にかかる情報が、条例第19条に規定する開示すべきものに当たる情報であるかが争点である。

2 （1）まず、本件不開示部分のうち、電話番号について検討する。

(イ)「代理人」の電話番号は、条例第19条第2号本文に規定する「開示請求者以外の個人に関する情報」であるので、同情報が条例第19条第2号ただし書に該当して開示すべきか否かを検討する。

(ロ) まず、本件電話番号が条例第19条第2号ただし書アの「慣行として知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に該当するか検討する。

一般に委任状に記載された情報は、委任状という性質上、委任者とされている審査請求人が知ることが予定されている情報であり、本件でも第19条第2号ただし書アに該当するとして実施機関はこれを開示している。

しかし、本件電話番号は委任状に記載されていない情報であり、委任者と受任者という関係において当然に委任者が知るものではなく、知ることが予定されている情報とはいえない。

よって、本件電話番号が、条例第19条第2号ただし書アに該当するとはいえない。

(ハ) 次に、本件電話番号が条例第19条第2号ただし書ウの「生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」に該当するか検討する。

当審査会において調査したところ、以下の事実が認められた。

- ① 実施機関の調査によって、本件住民異動届において転出先とされた住所には、異動届出人（審査請求人）の生活の本拠がないこと
- ② 実施機関は、審査請求人の生活の本拠が依然として従前の住所にあり、異動がないことを確認し、職権により住民票の住所の記載を修正したこと

これについて審査請求人は、本件異動届手続に関与しておらず、そのような届出を行う意思もなかった旨を主張する。それが事実であれば、当該届出は虚偽のものであって、審査請求人において本件電話番号についてもその開示を受けこれを知ることについて、生活上保護されるべき利益が一応あるということができる。

審査請求人もこの事実を指摘して、本件電話番号の情報が条例第19条第2号ただし書ウに該当すると主張しているものと解される。

(ニ) しかし、電話番号は住所以上に個人の私的領域に属する情報であり、その開示にはより慎重であることが求められるところ、電話は他人が当該個人に連絡をとる手段として唯一のものとはいえず、かつ電話番号を知ったとしても確実に連絡がとれることになるというものでもない。

以上を考慮すると、本件において、審査請求人が本件電話番号の開示を求める利益が、これを開示しないことによる利益を明らかに上回るということとはできず、本件電話番号は、条例第19条第2号ただし書ウに該当するとはいえない。

なお、審査請求人は、委任状記載の住所には当該個人はいなかったため電話で連絡をとりたい旨を主張するが、同主張は、上記判断を左右するものではない。

(ホ) その他、本件電話番号が、条例第19条第2号ただし書イ、エに該当するとは認められない。

(ヘ) よって、「代理人」の電話番号は、開示すべき情報とはいえない。

(2) 次に、本件審査請求において、開示を求められているものでは

ないが、本件不開示部分のうち、印鑑の印影の不開示理由について検討する。

(イ) 通常、印影は個人の氏名を含む一定の形状を有している。

従って、当該個人名は審査請求人が開示された委任状の記載から知り得るものであるとしても、印影の形状そのものは当該個人が使用している印鑑によるものであるといえるから、その印影は第三者である個人の情報といえることができる。

よって、本件印影は条例第 19 条第 2 号本文に該当する。

(ロ) また、本件印影が条例第 19 条第 2 号ただし書に該当するともいえない。

(ハ) よって、実施機関は本件印影を条例第 19 条第 7 号を理由に不開示とする保有個人情報一部開示決定を行っているが、本件印影は、条例第 19 条第 7 号の該当性を判断するまでもなく、条例第 19 条第 2 号に該当するため、開示すべき情報とはいえない。

3 以上より、保有個人情報一部開示決定をした実施機関の判断は妥当であるから、審査の結果のとおり判断する。

第 5 審査の経過

平成 29 年 5 月 9 日 第 1 回審議

平成 29 年 7 月 13 日 第 2 回審議

平成 29 年 8 月 8 日 第 3 回審議